

倫理規程

特定非営利活動法人 DV 対策センター（以下「当法人」という。）は、厳正な倫理に則り事業を運営するために本規程を制定し、当法人の役員および従業員（以下「役職員」という。）は、これを遵守するものとする。

（責務及び社会的責任）

第1条 当法人は、設立目的に従い、その責務と社会的責任を十分に認識し、事業運営に当たらなければならない。

（社会的信用の維持）

第2条 当法人は、常に公正かつ誠実に事業運営にあたり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第3条 当法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

（法令等の遵守）

第4条 当法人は、関連法令及び当法人の定款及び規程類を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 当法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

3 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなく厳正に対応しなければならない。

（私的利益追求の禁止）

第5条 役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

（利益相反防止）

第6条 役職員は、その職務の執行に際し、当法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちに当法人が定める所定の手続きに従わなければならない。

（特別の利益を与える行為の禁止）

第7条 当法人は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付

その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示)

第8条 当法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第9条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第10条 役職員は、能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の確保)

第11条 当法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、本規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規程は、令和6年1月1日から施行する。